

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係) (本文) (新旧対照表)

現行	改正後
<p>I 資金移動業者の監督上の評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性等</p> <p>I-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>I-2-2-4 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>I-2-2-4-2 金融ADR制度への対応</p> <p>I-2-2-4-2-1 指定資金移動業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (中略)</p> <p>① (略)</p> <p>②公表・周知・利用者への対応</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効<u>中断効</u>等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>③ (略)</p>	<p>I 資金移動業者の監督上の評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性等</p> <p>I-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>I-2-2-4 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)</p> <p>I-2-2-4-2 金融ADR制度への対応</p> <p>I-2-2-4-2-1 指定資金移動業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (中略)</p> <p>① (略)</p> <p>②公表・周知・利用者への対応</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効の<u>完成猶予</u>等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。</p> <p>③ (略)</p>

(中略)

資金移動業者登録審査事務チェックリスト（資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制）

(略)

適否	審査内容
資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第12号）など	
(略)	(略)
指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合（ガイドラインI-2-2-4-2-1）	
(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効中断効等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
(略)	(略)

(中略)

資金移動業者登録審査事務チェックリスト（資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制・この章の規定を遵守するために必要な体制）

(略)

適否	審査内容
資金移動業に関する社内規則等（内閣府令第6条第12号）など	
(略)	(略)
指定資金移動業務紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する場合（ガイドラインI-2-2-4-2-1）	
(略)	(略)
<input type="checkbox"/>	手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
(略)	(略)